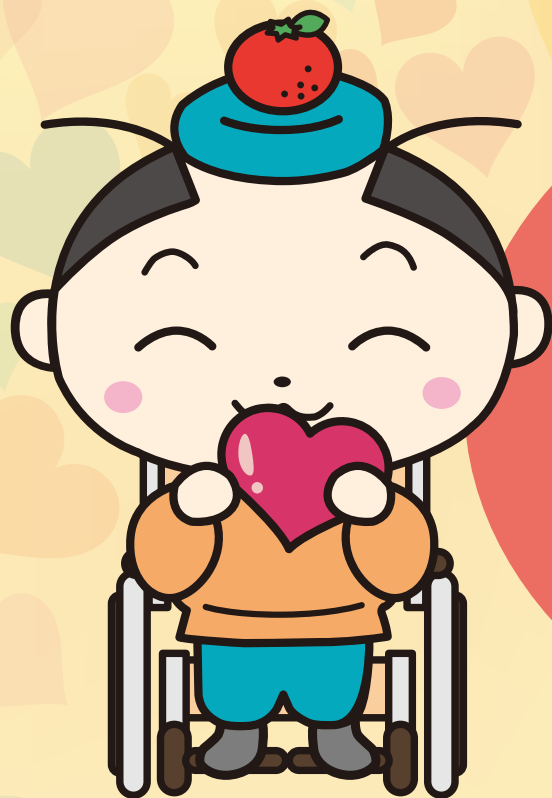




ごう り てき はい りよ  
**合理的配慮の**  
 てい きょう ぎ む か  
**提供が義務化**  
**されました。**

ごう り てき はい りよ てい きょう  
**合理的配慮の提供とは**

にちじょうせい かつ しゃ かい せい かつ てい きょう せつ び とう  
 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、  
 しょう しょう ひと かん たん り よう しょう ひと り よう むずか  
 障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難し  
 けつ か しょう ひと かつ どう せい げん ば あい  
 く、結果として障がいのある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

ば あい しょう ひと かつ どう せい げん と  
 このような場合には、障がいのある人の活動などを制限しているバリアを取り  
 のぞ ひつ よう しょうがいしゃ さ べつ かいしょうほう ぎょうせい き かん とう じ ぎょうしゃ  
 除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者  
 たい しょう ひと たい ごう り てき はい りよ てい きょう もと  
 に対して、障がいのある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

ごう り てき はい りよ ぐ たい れい  
**合理的配慮の具体例**

しょう ひと もうし で  
**【障がいのある人からの申出】**  
 いんしよくてん くるま い す ちゃくせき  
 飲食店で車椅子のまま着席したい。



もうし で たい おう ごう り てき はい りよ てい きょう  
**【申出への対応（合理的配慮の提供）】**  
 つくえ そな つ い す かた づ くるま  
 机に備え付けの椅子を片付けて、車  
 い す ちゃくせき かく ほ  
 椅子のまま着席できるスペースを確保  
 した。

しょう ひと もうし で  
**【障がいのある人からの申出】**  
 も じ よ か じ かん さん か ちゅう  
 文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中  
 さい ご か うつ  
 にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



もうし で たい おう ごう り てき はい りよ てい きょう  
**【申出への対応（合理的配慮の提供）】**  
 か うつ か  
 書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タ  
 がた たん まつ さつ えい  
 ブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できるこ  
 ととした。

# 合理的配慮の提供には建設的な対話が必要となります。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応を検討していくことが重要です。建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です。

## 「もし何かあったら…」は正当な理由になりません！

- 「正当な理由がある場合」の判断は、個別のケースごとに行うことが重要です。
- 「過去に同じようなことがあったから」「世間一般にはそう思われているから」といった理由で、一律に判断を行うことは、「正当な理由がある場合」には該当しません。個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて、判断をすることが必要です。

### 正当な理由がある場合

- 障がいのある人に対する障がいを理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が①客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、②その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、・障がい者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）・行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

## 対話による相互理解と、共に解決策を検討することの大切さを理解しましょう。

障がいのある人の障がい特性や個別の状況によって、必要な対応は異なります。障がいのある人と事業者が対話を通じてお互いに理解し合い、障がいのある人にとっての社会的なバリアを除去するための対応を共に検討していくことの重要性を、皆で共有しましょう。

## 法令の内容と障がいの特性等について理解しましょう。

円滑なやり取りのためには、法令や障がいに関する理解が重要です。主な障がい特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認しておきましょう。以下の内閣府のポータルサイトでは、障害者差別解消法の概要や、障がい特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を紹介しています。

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト  
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

